

第24期第14回農業委員会総会

◇日時 令和3年8月13日（金）午後2時00分

◇場所 昭島市役所 庁議室

◇出席委員 1番 谷部英治 2番 鈴木 実 3番 小町江津子 4番 石川光雄
5番 坂本 陽 6番 細井洋治 7番 高垣明枝 8番 篠 吉和
9番 指田貞芳 10番 木野篤志 11番 宮崎邦康 13番 野島喜博

◇欠席委員 12番 清水幸治

◇議事録署名委員 4番 石川光雄 5番 坂本 陽

◇事務局 薬袋事務局長 書記 石川

◇会議に付した事項 議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決）
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）

議長 本日はお忙しい中、また、雨の中お集まりいただきありがとうございます。梅雨と同じぐらいの勢いで災害が出そうな感じですが、ここ一週間ぐらい雨が強いみたいですのでくれぐれも注意していただきたいと思います。また、産業まつりですが今年は見送りとの報告がありましたのでお知らせいたします。特定生産緑地ですが平成4年度分に関しては来年の10月21日が最終ということで最終締め切りが今年の9月末であと1か月あまりとなっております。生産緑地は8割が平成4年度分がしめていますのでくれぐれも、もれのないようにお願い致します。

議長 それでは、只今から、第14回農業委員会総会を開催します。
本日の議事録署名委員の指名を致します。本日の議事録署名委員は
4番 石川委員 5番 坂本委員 を指名します。

これより本日の議事に入ります。

本日の総会議案は、

議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について (5件)
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について (専決) (1件)
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について (専決) (1件)

議長 それでは、議案第1号 番号1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長 はい、事務局。議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上記の議案を次の通り提出する。令和3年8月13日 提出者昭島市農業委員会会長 谷部英治 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積

79㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積207の内150.74㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積417の内413.64㎡ 面積合計643.38㎡ 申請人は、■■■■ ■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間につきましては、平成30年4月13日から令和3年7月30日までとなっております。備考につきましては、平成30年4月13日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議長 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の9番 指田委員説明願います。

9番委員 はい、説明致します。
番号1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和3年8月6日 立会いは、申請者、会長、職務代理、A班（細井委員、石川委員、高垣委員、野島委員）です。過去3年間の労働日数は各年間180日。土地の案内につきましては、■■■■から■■■■街道を西へ350m進み、ガソリンスタンド手前を左折し、340m進んだ突き当たり左側の農地です。農地の状況ですが、周囲はブロック、フェンス、地境低木樹に囲まれた畑で、南側に長さ4間、巾2間、高さ3mのビニールハウスが1棟あります。ナス、インゲン、サトイモ、キュウリ、ピーマン、長ネギ、トマト、フキ、ミョウガ、オオバ、シシトウの夏野菜が作られています。他にサツマイモ、梅ノ木2本が植えられています。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。春は、小松菜、ホウレンソウ。夏は、ナス、キュウリ、トマト、ピーマン、オクラ、インゲン。秋はサトイモ、サツマイモ、キャベツ。冬は、ハクサイ、キャベツ、ブロッコリーの栽培です。出荷状況は■■■■、■■■■です。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は、特にありません。
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議長 次に、議案第1号 番号2 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長 はい、事務局。議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上記の議案を次の通り提出する。令和3年8月13日 提出者昭島市農業委員会会長 谷部英治 番号2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,014㎡ 申請者は■■■■、■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間につきましては、平成30年9月29日から令和3年7月30日までとなっております。備考につきましては、平成27年7月13日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議 長 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の13番 野島委員説明願います。

13番委員 はい、説明致します。
番号2 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和3年8月6日 立会い者は、申請者、会長、職務代理、A班です。過去3年間の労働日数は各年間200日。土地の案内につきましては、■■■■街道、■■■■交差点を■■■■方向へ440m進み、右折して73m進んで右折し、30m進んだ農地です。農地の状況ですが、物置1、資材置場1、堆肥置場1、ブドウ11本、サトイモ3作、ニンジン1作、マワタ20本、シシトウ5本、キュウリ4本、ナシ4本、赤シソ2本、ビア1本が植えられています。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。春は、ダイコン、ハクサイ、キャベツ、ネギ。夏は、ナス、キュウリ、トマト、ピーマン。秋は、ブドウ。冬は、ダイコン、ハクサイ、キャベツ、ネギの栽培です。出荷状況は、■■■■に出荷しています。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は、特にありません。
以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議 長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議 長 次に、議案第1号 番号3 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長 はい、事務局。議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上記の議案を次の通り提出する。令和3年8月13日 提出者昭島市農業委員会会長 谷部英治 番号3 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積591㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積409㎡ 面積合計1,000㎡ 申請者は■■■■、■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間につきましては、平成30年6月30日から令和3年7月30日までとなっております。備考につきましては、平成12年6月14日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議 長 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の13番 野島委員説明願います。

13番委員 はい、説明致します。
番号3 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和3年8月6日 立会い者は、申請者、会長、職務代理、A班です。過去3年間の労働日数は各年間150日。土地の案

内につきましては、■■■■街道、■■■■交差点を川越方向へ110m進み、左折し25m進んだ農地です。農地の状況ですが、■■■■に山ぶどう40本、■■■■の西側一角にトマト20本、インゲン1作、ピーマン7本が植えられています。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。春は、ブドウ育成、剪定。夏、秋は収穫。冬は、施肥。出荷状況は、■■■■に出荷しています。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は、西側隣地に植木鉢があり、撤去するよう指摘しました。以上です。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議長 次に、議案第1号 番号4 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長 はい、事務局。議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上記の議案を次の通り提出する。令和3年8月13日 提出者昭島市農業委員会会長 谷部英治 番号4 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積528㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積561の内553.93㎡ 面積合計1,081.93㎡ 申請者は■■■■、■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間につきましては、平成30年9月1日から令和3年7月30日までとなっております。備考につきましては、平成27年7月13日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議長 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。地区委員の13番 野島委員説明願います。

13番委員 はい、説明致します。番号4 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和3年8月6日 立会いは、申請者、会長、職務代理、A班です。過去3年間の労働日数は各年間180日。土地の案内につきましては、■■■■街道、■■■■交差点から旧道を南に67m進み、右折し、115m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、ズッキーニ2本、ブロッコリー3作、モロヘイヤ1作、サトイモ3作、ユウガオウリ1作、ニンジン1作、ダイコン1作、ショウガ3作、ネギ13作、サツマイモ9作、トウモロコシ4作、キュウリ2作、シシトウ1作、ナス1作、トマト4作、ユズ2本。南側に物置があります。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。春は、ブロッコリー、ニンジン、ジャガイモ、ノラボー、カブ、キャベツ、ダイコン、タマネギ。夏は、ナス、キュウリ、トマト、ピーマン、枝豆、トウモロコシ、ズッキーニ、夕顔、インゲン、カボチャ、エンドウ、キャベツ。秋は、サツマイモ、ショウガ、ブロッコリー、ニンジン。冬は、長ネ

ギ、ハクサイ、ダイコン、水菜、カブの栽培です。出荷状況は、■■■■です。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は、物置南側に、道路との間に草あり、処理する様指摘しました。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議 長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議 長 次に、議案第1号 番号5 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長 はい、事務局。議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上記の議案を次の通り提出する。令和3年8月13日 提出者昭島市農業委員会会長 谷部英治 番号5 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積426㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積208㎡ 面積合計634㎡ 申請者は■■■■、■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間につきましては、平成30年6月30日から令和3年7月30日までとなっております。備考につきましては、平成21年9月11日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議 長 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。地区委員の13番 野島委員説明願います。

13番委員 はい、説明致します。
番号5 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和3年8月6日 立会いは、申請者、会長、職務代理、A班です。過去3年間の労働日数は各年間300日。土地の案内につきましては、■■■■通り、■■■■交差点を■■■■方向へ100m進み、門扉を抜けて、■■■■の道を突き当たりまで590m進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、サトイモ1作、サカゲ4作、サツマイモ3株、パプリカ4本、エダマメ1作、エゴマ3作、ナス1作、キュウリ1作、ネギ1作、ニンジン4作、インゲン3株、トマト2本、ブルーベリー5本です。申請人・同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。春は、ジャガイモ、インゲン、エンドウ、トマト、ニンジン、エゴマ、キュウリ、サトイモ、ブロッコリー、ササゲ、エダマメ、サツマイモ。夏は、ナス、ピーマン、パプリカ、ニンジン、キュウリ、モロヘイヤ、サツマイモ。秋は、タマネギ、カブ、小松菜、リーフレタス、サラダ菜、パセリ、水菜。冬は、ハウレンソウ、チンゲンサイ、シュンギク。の栽培です。出荷状況は、■■■■です。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は、特にありません。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議 長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議 長 次に、報告第1号 番号1 農地法第4条の規定による届出について、事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局。報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決）番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積796㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積211 面積合計1,007㎡ 届出人は、■■■■ ■■■■ 転用目的は、宅地敷の一部庭でございます。以上、宜しくお願い致します。

議 長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。地区委員の11番 宮崎委員説明願います。

11番委員 はい、説明致します。番号1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。調査年月日は、令和3年8月11日 土地の案内につきましては、■■■■街道を■■■■■■方面に向い、■■■■交差点を右折し、200m進み、右に30m砂利道を進み、右側になります。農地の状況は、西側の庭の先に大きめの木がありましたが、裁切され、宅地化されていまして。南西の角に竹林が少し残っていましたが、全体的にきれいにされていまして。ただ、大きめの石が山積みされていまして。周囲の状況は、東は、住宅。南は、倉庫。西は、宅地。北は、住宅です。転用事業の関連する特記事項は特にありません。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第2号 番号1 農地法第5条の規定による届出について、事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局。報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況雑種地 面積66㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況雑種地 面積128 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況雑種地 面積7.89㎡ 面積合計201.89㎡ 譲受人は、■■■■ ■■■■ ■■■■ 譲渡人は、■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ 転用目的は、所有権移転で自用住宅でございます。以上、宜しく申し上げます。

議 長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。

議 長 8 番 篠委員説明願います。

8 番委員

はい。説明致します。

番号1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明のあったとおりです。調査年月日は、令和3年8月10日 土地の案内につきましては、■■■■を線路沿いに■■■■方面へ200m進み、■■■■踏切を右折し、■■■■を225m進み右折して19m進んだ右側の土地です。農地の状況ですが、駐車場跡地で、砂利が敷設され、一部草が生えた空地です。周囲の状況ですが、東は、住宅。南は、住宅。西は、空地。北は道路です。転用事業に関連する特記事項は特にありません。以上です。

議 長

以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

以上をもちまして、農業委員会総会を終了とさせていただきます。

議事録署名者		印
議 長		
委 員		
委 員		